

高輪ゲートウェイエリアプロジェクトションマッピング 実行委員会（第3回）

議 事 次 第

日 時：令和8年1月23日（金）

場 所：書面開催

1 開 会

2 議 事

議案1：高輪ゲートウェイエリアプロジェクトションマッピングの
広報・プロモーション強化及び壁面施工に係る企画運營業務委託
契約締結について

議案2：高輪ゲートウェイエリアプロジェクトションマッピング実施事業
収支予算の変更について

3 その他

【配布資料】

<議案1>

- ・資料1 仕様書（案）
- ・資料2 特命理由書（案）

<議案2>

- ・資料3 収支予算（案）

仕様書

1 委託業務の件名

高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピングの広報・プロモーション強化及び壁面施工に係る企画運営業務委託

2 契約期間

令和8年1月26日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピング実行委員会が指定する場所

4 事業の概要

高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピング実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、高輪ゲートウェイ駅周辺エリアにおいて、民間事業者等と協力し、プロジェクションマッピングを中心としたイベント「TAKANAWA LIGHT JOURNEY」（以下、「イベント」という。）について企画・運営等を実施している。

本イベントは、約150年前に日本で初めて海の上を鉄道が走った地が有するイノベーションの記憶を表現し、羽田空港や都心ターミナル駅からの高いアクセス性を有する高輪ゲートウェイ駅周辺エリアの賑わい創出を図るとともに、地域の夜間帯における誘客を促進し、ナイトタイム観光の盛り上げにつなげることを目的としている。

5 「TAKANAWA LIGHT JOURNEY」の概要

- (1) 実施日時
令和8年2月5日（木曜日）から同年2月11日（水曜日・祝日）まで
- (2) 実施場所
TAKANAWA GATEWAY CITY THE LINKPILLAR 1 およびGateway Park 周辺
- (3) プロジェクションマッピング映像の投影対象
TAKANAWA GATEWAY CITY THE LINKPILLAR 1（NORTH・SOUTH）
駅側壁面・支柱・手すり、ニューマン高輪4・5階ガラス壁面、大庇
- (4) その他演出
TAKANAWA GATEWAY CITY Gateway Park 設置の噴水演出照明による連動演出を行う。
- (5) 主な対象者
国内外訪都観光客、TAKANAWA GATEWAY CITY 周辺の在勤者及び在住者 など

6 業務内容

「高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピングの企画・運営等業務委託」（以下、「当初業務委託契約」という。）の業務内容を踏まえた追加の業務として、イベント来場者の誘致を促進させるため追加広報・プロモーション活動の実施及びプロジェクションマッピング投影壁面の追加施工を実施すること。

（１） 広報・プロモーション活動

当初業務委託契約に加えて、以下の広報・プロモーション活動を実施すること。

ア SNSにおいて、インフルエンサーの投稿やキービジュアルを活用した広告配信を実施すること。配信期間は令和8年2月4日から11日までとし、総再生回数1,008,000回 をKPIとして計画を策定すること。

イ 英字メディア「Tokyo Weekender」とのタイアップを実施し、WEBタイアップ記事作成およびSNS投稿、イベントカレンダーへの掲載を行うこと。Web掲載はイベント1週間前の令和8年1月29日までにを行うこと。

ウ イベント周知用チラシのポスティングを実施すること。範囲はTAKANAWA GATEWAY CITY から半径1.5Km（品川・田町を含む）の投函可能な世帯（集合住宅、会社・店舗含む）とし、部数は40,000部とする。

エ チラシの追加印刷（15,540部）を行い、別途指定するJR東日本の駅に配架すること。

（２） プロジェクションマッピング投影壁面の追加施工

当初業務委託契約にて実施するプロジェクションマッピング投影壁面の施工に加え、投影壁面として予定しているニューマン高輪の管理・運営を行う株式会社ルミネとの調整によって生じたロールスクリーン・ターポリン幕の設置およびロールカーテンの上げ下ろし作業を実施すること。また、イベント終了後は、適切に現状復旧を行うこと。作業内容や範囲等の詳細については、株式会社ルミネほか関係者と十分調整のうえ、実施すること。

（３） 関係者との調整について

上記（１）及び（２）を実施するために必要な実行委員会を含む関係者との調整、手続き、進行管理を行うこと。また調整に係る費用は受託者の負担とする。

（４） 実績報告書の作成

本件の実績報告書については、当初業務委託契約と併せて作成すること。

7 その他

（１） 本業務委託の履行にあたっては、当初業務委託契約と同様、関係法令、別紙１「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」及び 別紙２「個人情報保護方針」等に則り、業務を行うこと。

なお、提出書類については、当初業務委託契約とまとめて作成・提出することを妨げない。

（２） この仕様書の解釈及び記載のない事項については、実行委員会に協議し、その指示に従うこと。

8 連絡先

高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピング実行委員会事務局（東京都産業労働局観光部振興課内）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03-5320-4768

特命理由書

1 件名

高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピングの広報・プロモーション強化及び壁面施工に係る企画運營業務委託

2 契約期間

令和8年1月26日から令和8年3月31日まで

3 契約の相手方

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-23-5 プライム千駄ヶ谷ビル
株式会社サニーサイドアップ
代表取締役社長 リュウ・シーチャウ

4 委託概要

先に委託契約を締結した「高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピングの企画・運営等業務委託」（以下、「当初業務委託契約」という。）により実施している、TAKANAWA LIGHT JOURNEY（以下、「イベント」という。）の内容を充実させるための、イベント来場者の誘致促進に向けた追加広報・プロモーション活動の実施及びプロジェクションマッピング投影壁面の追加施工の実施。

5 特命理由

高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピング実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、民間事業者等と協力し、プロジェクションマッピングを中心としたイベントについて企画・運営等を実施している。

この度、イベントに対して、東日本旅客鉄道株式会社より協賛金の支出決定があった。また、この協賛金の使途については、令和8年1月16日に締結した協賛契約書「5」において、後述する各施策の必要性を踏まえ、協賛契約書において「広報・PR施策の充実」「プロジェクションマッピング投影面の施工」に充当することとしている。

「広報・PR施策の充実」について、具体的には、実行委員間の議論の結果、総来場者数42,000人以上というKPIの達成に向けて、更なる来場者の誘致を促進するべく、イベントの周知促進のために必要な追加施策を実施することとなり、追加での広報・プロモーション業務を委託する必要性が生じたものである。

また、「プロジェクションマッピング投影面の施工」について、投影壁面として予定しているニューマン高輪の管理・運営を行う株式会社ルミネとの調整を進めた結果、当初想定していた全面シート貼り施工が認められないことが判明した。このため、代替措置としてロールスクリーンおよびターポリン幕の設置によって投影用の遮光環境を確保する必要が生じた。しかしながら、本措置はテナント営業への配慮から、毎日投影の

前後にロールカーテンの上げ下ろし作業およびターポリン幕の設置・撤去作業が必須となること、安全に設置するための追加構造・作業工程が必要となることなど、当初仕様には含まれていなかった付帯作業および人件費が新たに発生する。そのため、追加でのプロジェクションマッピング投影壁面施工業務を委託する必要性が生じたものである。

本委託で実施する広報施策はSNS広告、英字メディアタイアップ、ポスティング、チラシ追加印刷等による広報・プロモーションを強化し、ターゲット層への認知向上と来場行動の喚起を図る内容となっている。実施にあたってはイベント全体の情報・品質管理を統合することやイベントの内容・進行と密接に連動し、媒体を横断した統合的運用が不可欠であることから、イベント全体を把握している当初業務委託契約の受託者が一貫して実施する必要がある。

また、プロジェクションマッピング投影壁面の施工についても、プロジェクションマッピングの根幹を成す「光の条件」「視認性」「投影精度」を左右する要素であり、当初業務委託契約の受託者が担う制作進行・映像演出・現場調整と密接に組み合わさって初めて機能するものである。また、工程の複線化や情報共有の遅滞、責任の不明確化を防ぐという観点からも当初業務委託契約の受託者が一貫して実施する必要がある。

以上の理由により、本委託内容を運営できる事業者は、イベントの企画・運営を行い、「高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピングの企画・運営等業務委託」を受託している株式会社サニーサイドアップのみである。よって、当該事業者の特命する。

6 契約実績

令和7年度

【件 名】高輪ゲートウェイエリアプロジェクションマッピングの企画・運営等業務委託

【契約金額】166,014,200円（税込）

【契約期間】令和7年11月25日から令和8年3月31日まで

【契約方法】指名競争入札（企画提案方式）

7 根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

高輪ゲートウェイエリアプロジェクトマッピング実施事業収支予算変更
(案)

高輪ゲートウェイエリアプロジェクトマッピング実施に伴う予算を、下記のとおり編成する。

記

(収入の部)

大科目	内容	当初金額	変更後金額	備考
負担金収入	東京都負担金	180,000,000	180,000,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	10,000,000	企業からの協賛金
雑収入	その他収入	0	0	
計		180,000,000	190,000,000	

(支出の部)

大科目	中科目	当初金額	変更後金額	備考
事業運営費	委託料	170,000,000	180,000,000	会場の設営、装飾等及び事業運営に係る委託経費 (追加契約を含む)
	雑支出	5,000,000	5,000,000	
事務局運営費	会議費	1,200,000	1,200,000	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	800,000	800,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	1,300,000	1,300,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	1,700,000	1,700,000	その他の支出
計		180,000,000	190,000,000	